

## 指導行政のポイント

### “指導要領改訂”を提言した中教審

菱村 幸彦

10月7日、中央教育審議会は、答申「初等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」を公表した。

#### 「総則」改訂で最低基準性を明確化

その全体を紹介する余裕はないが、ここでは答申のなかで学習指導要領（以下「指導要領」）の見直しについて提言している部分に限って取り上げてみよう。答申が指導要領の見直しを提言するのは、次の3点である。

#### (1) 指導要領の「基準性」の明確化

指導要領が教育課程の最低基準であることについては、文科省は、すでに「学びのすすめ」等でも明示している。答申は、この点を確認したうえで、「学習指導要領の『基準性』を一層明確に示すため、学習指導要領の総則の記述を見直すことが必要である」と提言している。

とくに「歯止め規定」については、「この規定にかかわらず指導することも可能であるという趣旨を一層明確に示すため、指導要領の〔はどめ規定〕等に係る記述を見直すことが必要である」と述べている。新聞報道では、歯止め規定が撤廃されるかのように報じているが、答申は撤廃を求めているわけではない。

#### (2) 「総合的な学習の時間」の一層の充実

答申は、「総合的な学習の時間」について、肯定的な評価とともに、様々な課題があることを指摘したうえで、「総合的な学習の時間」を一層充実させる観点から、学校で目標や内容を定めること、横断的・総合的な学習等を創意工夫して行うこと、各教科等で身につけた資質や能力相互の関連づけを行うこと、学年間・学校間・学校段階間の連携を図ること、などを明確にするため、指導要領の記

述の見直しを求めている。

さらに、指導要領における「総合的な学習の時間」の位置づけを一層明確化する方途についても今後検討する必要がある旨指摘している。

#### (3) 「個に応じた指導」の一層の充実

答申は、まず、個別指導、グループ別指導、習熟度別指導、少人数指導、補充的学習、発展的学習など、「個に応じた指導」が実践され、学力の伸長などに成果を挙げていることを評価している。そのうえで、それを一層充実させるため、現在、中学校指導要領で定めている「学習内容の習熟の程度に応じた指導」を小学校指導要領にも「例示として追加すること」と、同様に「補充的学習」と「発展的な学習」を小学校および中学校の指導要領に「例示として追加すること」を提言している。

なお、答申は、「指導時間の確保」について取り上げ、各種の提言をしているが、指導要領の見直しまでは求めていない。

#### 年内にも改訂に踏み切るか

文科省は、答申を受けて、年内にも指導要領の一部改訂（主として「総則」の一部改訂）に踏み切る方針のようだ。新指導要領の実施後、数年を経ずして改訂を行うのは異例であるが、過去に例がないわけではない。昭和43年に改訂し、同46年から実施した指導要領について、昭和47年に「総則」の一部改訂（第1-1に「人間として調和のとれた育成を目指し」を追加）を行った例がある。

それはともかく、これからは従来のような10年サイクルの改訂にこだわらず、必要に応じ、随時、指導要領の見直しをする方針をとるものとするれば、今回がその最初の改訂となるわけだ。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

●新刊案内●

読本シリーズ最新刊・10月25日出版！ 好評発売中！

教育開発研究所刊

教職研修総合特集 No.159 【編集】高階玲治 / A5判 220頁・定価 2310円

## 『2学期制の学校経営《導入と展開》』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）